

人工林をお持ちの皆様へ



愛知県

Aichi Prefectural Government

あなたの森林を

# 伐<sup>き</sup>って・植えて・育てる

ための補助制度をご存じですか？

次世代森林育成事業(あいち森と緑づくり事業)

作業にかかる経費の  
**100%**相当を補助！



ウェブページ  
二次元コード

## 補助対象作業

主伐時の  
伐採・集材

花粉症対策苗木  
の植栽

シカから苗を守る  
ための柵の設置

苗木や柵の  
見回り

5年間の下刈りと  
その後の除伐

植栽後2～3年の事業地（豊田市）





# 次世代森林育成事業（あいち森と緑づくり事業）

## 事業目的

森林が有する公益的機能を、将来にわたって持続的に発揮させるため、手入れ不足のまま高齢化したスギ・ヒノキ人工林の主伐や花粉症対策苗木による再生林に対して支援することにより、森林の若返りと花粉発生源対策を進めます

## 補助金を申請できる方

森林所有者、林業経営体等

## 補助の対象となる森林（1～4をすべて満たすこと）

- 1 保安林・公有林でないこと
- 2 森林法第5条に該当していること
- 3 面積が0.1ha以上あること
- 4 伐採の手続き等が適正にされていること



## 補助の対象となる作業

| 補助対象作業  | 作業内容や主な条件等   |
|---------|--|
| ① 伐採・集材 | 手入れ不足のまま高齢化した人工林(61年生以上)の主伐における伐採・集材。主伐後は翌年度までに②の植栽を行う |
| ② 植栽    | 花粉症対策苗木の植栽(植栽密度1,500本/ha)                              |
| ③ 獣害対策  | 高さ1.8mステンレス入りの獣害防止柵の設置等                                |
| ④ 見回り   | 植栽年度を含む6年間の見回り(年5回以上実施)                                |
| ⑤ 下刈り   | 植栽の翌年度から5年間の下刈り(坪刈り)                                   |
| ⑥ 除伐    | 植栽後6～10年目の間に1回の除伐                                      |

※事業実施にあたり、森林所有者と県で20年間皆伐や転用を行わない旨の協定を締結します  
※③～⑥は、②の植栽地が対象となります

## 補助額

定額(県が算定した作業に係る標準的な経費)

## お問合せ先

所有されている森林を所管する県の農林水産事務所の林務関係課へお問合せください

- 愛知県豊田加茂農林水産事務所 林務課  
林政・緑化グループ

TEL 0565-32-7369

- 事業全体についてのお問合せ先

愛知県農林基盤局 林務部 林務課  
あいちの木活用推進室 生産・流通グループ

TEL 052-954-6407